

日本DPO協会 第19回個人情報保護セミナー
「個人情報保護委員会 顔識別機能付きカメラのガイドライン」

講師：当協会 顧問
弁護士法人 英知法律事務所
弁護士 森 亮二 先生

2023年11月30日（木） 15:00～16:00

あいさつ「カメラとプライバシー」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

カメラとプライバシー

- カメラとプライバシーをめぐっては、さまざまな形で議論してきた。
- Warren and Brandeisの1890年の論文では、カメラという言葉は見られないが、写真という言葉は、出てくる。
- カメラは、ますます精巧なものとなり、それぞれの時代のカメラとプライバシー関係は変化してきているといえる。
- 「カメラ毎日」という雑誌で、カメラマンと「カメラはどこまで狙えるか」という座談会に参加したこともある。
- 博多駅テレビフィルム提出命令事件に関する最高裁昭和44年11月26日大法廷決定、刑集23巻11号1490頁)
- グリコ・森永事件－1984年と1985年に大阪府・兵庫県で食品会社を標的とした一連の企業脅迫事件。容疑者と疑われる者の写真の公開
- 最近、各種カメラで撮影の映像公開

Warren and Brandeis, The Right to Privacy, 4HARV.L.REV.193 (1890) の叙述①

- 最近の発明及びビジネスの方法は、人の保護のため、また、クーリー裁判官が「ひとりにしておかれる」権利と呼ぶものを個人に確保するために取られなければならない次のステップに注意を喚起している。
瞬間的な写真 (Instantaneous photographs) 及び新聞事業が私生活及び家庭生活の神聖な領域に侵入し、そして、多数の機械装置が「クロゼットでささやかれることが家の上から公になる」という予測を現実なものにするおそれがある。何年もの間、法は私人の肖像の同意されていない流通に対して何らかの救済を与えるべきであるとの考えがあった。そして新聞によるプライバシー侵害の悪弊は、長い間かなり感じられてきたが、最近、有能な筆者によって議論されている。数か

Warren and Brandeis, The Right to Privacy, 4HARV.L.REV.193 (1890) の叙述②

- 月前にニューヨークで下級裁判所に提起されたやや悪名高い事件で主張された事実は、肖像画 (portraits) を流通させる権利の検討に直接関わっている。そして、私たちの法がこの点その他の点でプライバシーの権利を認めて保護するかどうかという問題は、裁判所で直ちに審理されなければならない。
- Samuel D. Warren and Louis D. Brandeis, The Right to Privacy, Harvard Law Review, vol.4, p.193, at 195-6(1890).

CCTVとプライバシー

- Biometrics and Surveillance Camera Commissioner
- Surveillance Camera Commissioner became part of Biometrics and Surveillance Camera Commissioner in [February 2022](#)
- 生体認証資料の保持及び利用に関する委員会(「生体認証委員会」と監視カメラ委員会)は、2012年自由保護法(PoFA)によって確立された法定の役割を担っている(The Commissioner for the Retention and Use of Biometric Material (“Biometrics Commissioner”) and the Surveillance Camera Commissioner are statutory roles which were established by the Protection of the Freedoms Act 2012 (PoFA).)

Global Privacy Assembly (2019年以降の名称)の決議の例

- October 2022
- Resolution on Principles and Expectations for the Appropriate Use of Personal Information in Facial Recognition Technology
- 個人情報保護委員会令和4年11月16日(水)14:30～
- 議題
- 第44回世界プライバシー会議(GPA)結果報告について
- 資料1-3
- 「顔認識技術における個人情報の適切な利用に関する原則及び期待」に係る決議(英語) (PDF : 323KB)

GPAの顔認証技術決議

- Resolution on Principles and Expectations for the Appropriate Use of Personal Information in Facial Recognition Technology
- 「顔認識技術における個人情報^の適切な利用に関する原則及び期待」に係る決議(当委員会仮訳)
- Resolution on Facial Recognition Technology(FRT) 2020年10月採択

Principles ①

- **1. LAWFUL BASIS:** Organizations using facial recognition should have a clear lawful basis for the collection and use of biometrics.
- **2. REASONABLENESS, NECESSITY AND PROPORTIONALITY:** Organizations should establish, and be able to demonstrate, the reasonableness, necessity, and proportionality of their use of facial recognition technology.
- **3. PROTECTION OF HUMAN RIGHTS:** Organizations should in particular assess and protect against unlawful or arbitrary interference with privacy and other human rights.

諸原則①

- 1. **法的根拠**: 顔認識を利用する組織は、バイオメトリクスの収集及び利用のための明確な法的根拠を持つべきである。
- 2. **合理性、必要性及び比例性**: 組織は、顔認識技術の利用に関する合理性、必要性及び比例性を確立し、証明できるようにするべきである。
- 3. **人権の保護**: 組織は、特に、プライバシー及びその他の人権に対する不法な又は恣意的な干渉を評価し、保護するべきである。

Principles ②

- 4. **TRANSPARENCY:** The use of facial recognition should be transparent to affected individuals and groups.
- 5. **ACCOUNTABILITY:** The use of facial recognition should include clear and effective accountability mechanisms.
- 6. **DATA PROTECTION PRINCIPLES:** The use of facial recognition should respect all data protection principles, including those referenced above.

諸原則②

- 4. **透明性**：顔認識の利用は、影響を受ける個人及びグループに対して透明性のあるものにするべきである。
- 5. **責任**：顔認識の利用には、明確で効果的な責任メカニズムを含めるべきである。
- 6. **データ保護原則**：顔認識の利用は、上記で言及した原則を含む、すべてのデータ保護原則を尊重するべきである。